

指定管理者指定申請に係る質問回答書

茨城県土木部都市局下水道課

茨城県流域下水道事務所

令和8年7月6日付公告した霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理者の指定申請に係る令和8年8月14日までに受け付けた質問に対する回答は、下記のとおりです。
ただし、当該回答はすべてにおいていかなる時においても有効とするのではなく、運用や協定締結等において変更をする場合があります。

No.	質 問 事 項	回 答	備 考
1	別紙6-2 霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その2) 1 変更対象費用 (1) 精算対象 ア 小規模修繕業務(税込400万円未満の修繕) イ 材料費 ウ 動力費 エ 燃料費(自家発電燃料) オ 特別損失 カ 委託料(焼却灰運搬・処分、脱水ケーキ運搬・処分、しさ・沈砂運搬・処分、産業廃棄物運搬・処分) 上記の記載がありますが、動力費(電力)は、実費(支払額)に対して精算されるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

2	別紙 6 別添 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き 2 概要 (1) 制度の概要 県において、賃金水準や物価等の変動に係る客観的な指標を基に、指定管理料を（中略）なお、人件費、業務委託費及び光熱水費以外の経費についても、当初定めた指定管理料が不適当となったと認められる場合には、県と指定管理者の協議により、適宜、適切な方法で指定管理料を変更すること。 (4) 賃金水準や物価等の変動に係る指標 ア 賃金水準（人件費） 茨城県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「人事委員会勧告」という。）における民間の「月例給」及び「特別給」 上記の記載がありますが、指定管理者側（民間側）の人件費上昇が、茨城県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における民間の「月例給」及び「特別給」よりも大幅に上昇した場合は、協議によって指定管理者側（民間側）の人件費上昇に合わせた管理料の見直しを協議していただける認識でよろしいでしょうか。	別紙 6-1「霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その 1）」中、1 (3)「賃金水準及び物価水準等の変動によるもの」に規定されたスライド対象経費（人件費及び光熱水費）のスライド上限額は、別紙 6 別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」に規定された指標に基づいて一律に算定します。 なお、人件費に限らず、既定の変動項目等を適用してもなお、当初合意された指定管理料が不適当となったと認められる場合には、「霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その 1, 2）」及び「霞ヶ浦湖北流域下水道施設の管理に関する基本協定書（例）」第 5 条第 3 項の規定に基づき、県に指定管理料の変更に係る協議を申し出ることができます。	
3	別紙 6 別添 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き 2 概要 (4) 賃金水準や物価等の変動に係る指標 イ 物価等（イ）光熱水費 茨城県政策企画部統計課が毎月公表する「水戸市消費者物価指数（「光熱・水道」の区分）」の当該年度の前年度 10 月から当該年度 9 月までの平均 上記の記載がありますが、電力料金については、実費（支払額）に対して精算されるとの認識でよろしいでしょうか。	スライド制度の対象経費は、別紙 6-1「霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その 1）」中、1 (3)「賃金水準及び物価水準等の変動によるもの」に規定された経費（人件費及び光熱水費）となるため、貴見のとおり動力費に計上される電力料金については、別紙 6-2「霞ヶ浦湖北流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その 2）」1 (1) の記載に基づき、実費に基づいた精算となります。	

4	別紙 6 別添 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き 5 スライド制度の運用手続 (1) 運用スケジュール 【時期】 指定管理期間の前年度、初年度事業計画書提出時 【指定管理者】 ・スライド基準額報告書を提出 (基本協定書に基づく指定管理期間の初年度に係る事業計画書提出時点における、上記 3 (1) 及び 4 (1) に該当する経費の見込額を記載) (2) 指定管理期間の前年度 ウ 指定管理者は、基本協定書に基づく指定管理期間の初年度に係る事業計画書の提出の際、併せて当該事業計画書提出時点における、上記 3 (1) 及び 4 (1) に該当する経費の見込額を記載した「スライド基準額報告書」(様式 1) を提出し、県の承認を受けるものとする スライド基準額報告書は、指定管理者の候補者が決定後、基本協定を締結する際に提出するとの認識でよろしいでしょうか。	スライド基準額報告書(様式 1)については、「霞ヶ浦湖北流域下水道施設の管理に関する基本協定書(例)」第 28 条第 3 項の規定に基づき、指定管理期間の初年度に係る事業計画書の提出時に併せて提出願います。	
---	--	--	--